

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則
を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 8 号

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則の一部を改正
する規則

函館市重度心身障害者医療費助成条例施行規則（昭和 4 8 年函館市規
則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式中

21 生保開始	22 転 出	23 死 亡
24 等級変更	25 障老移行	32 制度移行
39 その他		

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。